六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千百八億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千四百四十一億三千万円
七　払込金額　イ　価格競争入札発行　五兆二千九十一億六千四百一万四千円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千四百三十九億九千五十四万三千百八十円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十一年十二月七日
十一　発行価格　イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭八厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭八厘六毛
十二　償還期限　平成二十二年三月十五日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十一年十二月七日

○財務省告示第十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十二月十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年一月十三日

財務大臣　菅　直人

一　名称及び記号　国庫短期証券（第七十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律第八十三条第一項、第九十四条第二項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆二千六十一億千万円うち、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で千五百億円、財政法第七条第一項、財政融資資金法第九条第一項並びに特別会計に関する法律第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で三兆五百六十一億千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　財政法第七条第一項、財政融資資金法第九条第一項並びに特別会計に関する法律第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で二兆二千四百九十万円
七　払込金額　イ　価格競争入札発行　三兆二千四十億九千七百十万八千六百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二千九百三十六億千四百九十万六千円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十一年十二月十日
十一　発行価格　イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十三銭六厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十三銭七厘
十二　償還期限　平成二十二年六月十日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十一年十二月十日

○財務省告示第十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十二月十四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年一月十三日

財務大臣　菅　直人

一　名称及び記号　国庫短期証券（第七十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。